○東京都市町村職員退職手当組合特別会計条例

（昭和４２年４月１日
条例第４号）

改正　昭和４２年　９月２２日　条例第１１号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０９条第２項の規定により、東京都市町村公平委員会（以下「委員会」という。）の事務の円滑な運営とその経理の適正を図るため、東京都市町村公平委員会共同設置規約第７条の規定に基づき、特別会計を設置する。

（歳入及び歳出）

第２条　この会計においては、関係団体の負担金及び諸収入をもってその歳入とし、委員会の事務費及びその他の諸支出をもってその歳出とする。

附　則

この条例は、昭和４２年４月１日から施行する。

附　則（昭和４２年９月２２日条例第１１号）

この条例は、公布の日から施行する。